ヌ	カーボンブラックの製造	トン	カーボンブラックの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量二・一
ル	無水フタル酸の製造	トン	無水フタル酸の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・三七
ヲ	無水マレイン酸の製造	トン	無水マレイン酸の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量一・一
ワ	水素の製造	温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した一立方メートル	水素の温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した一立方メートル当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇八五

3　令第一条第一項第一号ロ(3)の経済産業省令で定める物質の焼却及び燃焼は、次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げるものとし、同号ロの経済産業省令で定める係数は、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるものとする。

一	鉄鋼の製造において生じたガスの燃焼（別表第一に掲げるものを除く。）	イ	高炉ガスの燃焼	標準環境状態に換算した千立方メートル	高炉ガスの標準環境状態に換算した千立方メートル当たりの燃焼に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・三一三
		ロ	転炉ガスの燃焼	標準環境状態に換算した千立方メートル	転炉ガスの標準環境状態に換算した千立方メートル当たりの転炉ガスの燃焼に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量一・一六
二	溶剤の焼却（別表第一に掲げるものを除く。）		溶剤の焼却	トン	溶剤の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量二・三五